



ご説明内容に分かりにくい点がありましたら組合またはJF共水連までおたずねください。

組合名

JF共済 <https://www.kyosuiren.or.jp/>

A109521 (2026.06.協宣40,000)
260511000073

終身共済 + 医療共済

加入年齢 15歳～75歳

60・65・70・80歳払込終了

普通厚生共済
Furusu
終身共済

2026年8月改訂

万一に
一生涯備える。



病気・ケガに
一生涯備える。



海難・交通事故を
上乗せ保障。



生活習慣病や
女性疾病を
手厚く保障。



がんを
手厚く保障。



通院に備える。

この共済は、次の保障を希望される方におすすめする共済です。

終身共済 一生涯にわたる保障を確保し、死亡のときの遺族保障を重視したい。

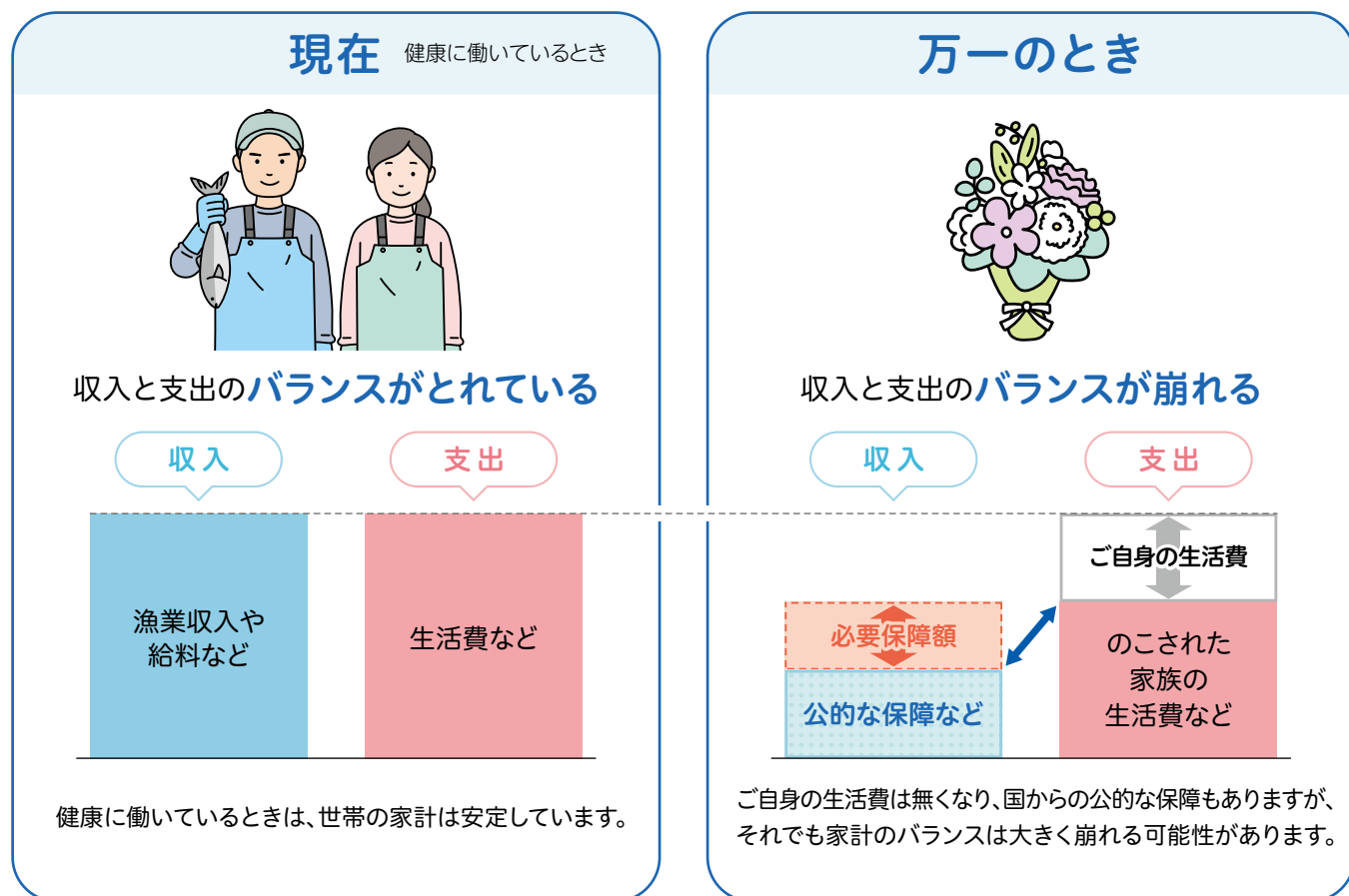
医療共済 病気やケガによる入院・手術の医療保障をつけたい。

保障内容がご意向と異なる場合は、組合またはJF共水連までおたずねください。

JF共済

もしものときの備えについて、考えてみませんか？

もし、ご自身に万一のことがあったとき、のこされたご家族の生活はどうなるのでしょうか？



大切なご家族のために…

JF共済の「終身共済」

公的保障だけでは足りない、**万一のときの必要保障額**をしっかりと備えられます。



P. 5 で、「必要保障額」について詳しくご紹介しています。ぜひチェックしてみてください！



公的な保障とは？

ご遺族が受け取れる「公的遺族年金」のことです。

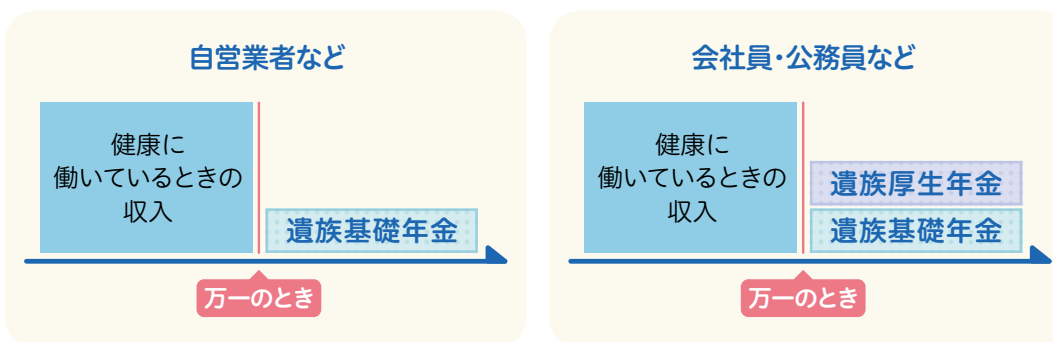
「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」の2種類があり、亡くなった方の職業によって支給される年金が異なります。

遺族基礎年金

国民年金の加入者が亡くなったとき、「子のある配偶者」または「子」に支給される年金です。「子」とは18歳到達年度の末日（障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満）までの子をさします。

遺族厚生年金

厚生年金の加入者（会社員・公務員など）が亡くなったとき、配偶者や子などに「遺族基礎年金」に上乗せして支給される年金です。



自営業者は公的な保障が少ないのか…



*詳しい受給資格要件等については、日本年金機構のホームページをご確認ください。

「遺族年金」の受給額の目安は？

子ども（18歳まで）がいる妻（専業主婦）の遺族年金の月額（2026年度・70歳以下の金額）

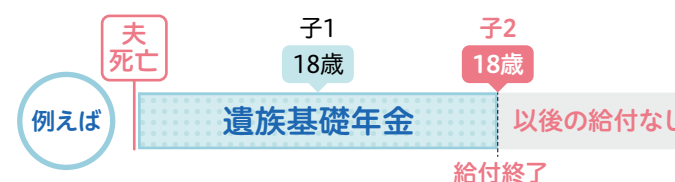
子どもの数	職種	自営業者など	会社員・公務員など	
		遺族基礎年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金
1人		約 9.0万円	約13.3万円	
2人		約11.1万円	約15.4万円	

計算条件

厚生年金は、死亡した会社員・公務員などの平均標準報酬額を41.7万円、加入期間25年（300月）として計算（厚生年金加入中の死亡では、加入期間が300月未満の場合、300月で計算する）

遺族基礎年金がもらえる期間は？

会社員・自営業のいずれであっても、子が18歳に達する年度の末日まで（障害のある子は20歳まで）給付されます。



出典：（公財）生命保険文化センターHP「ひと目でわかる生活設計情報」をもとにJF共水連にて作成

終身共済 もしものとき、のこされたご家族 のために共済金をお支払いします。

終身共済のしくみ(例)



共済と特約の特長

1 終身共済

万一の死亡・高度障害を**一生保障**します。

病気やケガで万一の場合に死亡共済金・高度障害共済金をお支払いします。
所定の高度障害となった後も、生存を条件に高度障害共済金の10%を5年間お支払いします。

2 定期特約 / 逓減定期特約 (オプション)

定期特約

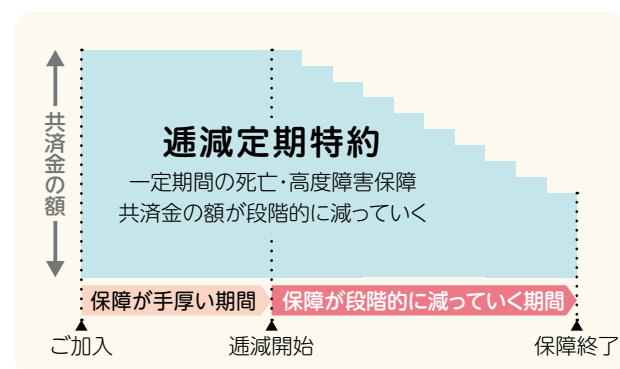
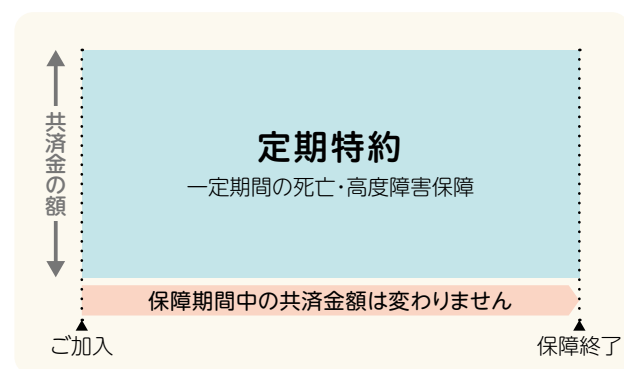
一定期間の万一の保障を**手厚くすることができます。**

終身共済に付加することで、一定期間の万一の保障をさらに厚くすることができます。

逓減定期特約

一定年齢以後の保障を段階的に引き下げる仕組みで、**掛金負担を抑えられます。**

子育て期間中は手厚い保障を確保しつつ、子育て期間終了後の保障を段階的に引き下げることで、共済掛金を抑えることができます。



3 災害死亡割増特約 (オプション)

海難事故などの不慮の事故を**手厚く保障**します。

不慮の事故による万一のとき、死亡共済金・高度障害共済金に共済金を上乗せします。
海難事故や交通事故で万一の場合は、さらに給付金を上乗せしてお支払いします。

海難事故で万一のとき

海難特別給付金
災害死亡割増特約共済金額の**30%上乗せ**

交通事故で万一のとき

交通事故割増給付金
災害死亡割増特約共済金額の**30%上乗せ**

ご存じ
ですか?

2024年の事故件数

漁船の海難事故 **464隻** 交通事故 **約29万件**

「令和6年海難の現況と対策」(海上保安庁)、
「令和6年中の交通事故の発生状況」(警察庁)をもとにJF共水連にて作成

事故には
気を付けて!



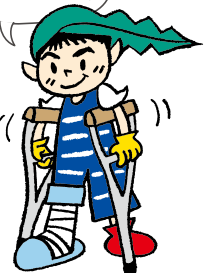
4 後遺障害特約 (オプション)

不慮の事故により、
障害が残ったときを**153項目にわたり幅広く保障**します。

大きなケガから小さなケガまで、体の隅々にわたる後遺障害を等級別に1~12級まで、
障害の状態に応じて保障します。

後遺障害については、P. 6 をご覧ください。

困ったとき
力になります



5 生存特約・6 長寿祝金支払特約 (オプション)

終身共済掛金払込終了時や長寿祝い時、
計画的に給付金を受け取れます。

生存特約を付加すると、終身共済掛金払込終了時に生存給付金を受け取れます。
長寿祝金支払特約を付加すると、長寿祝い時に給付金を合計3回
(古希祝金、喜寿祝金、米寿祝金)受け取れます。

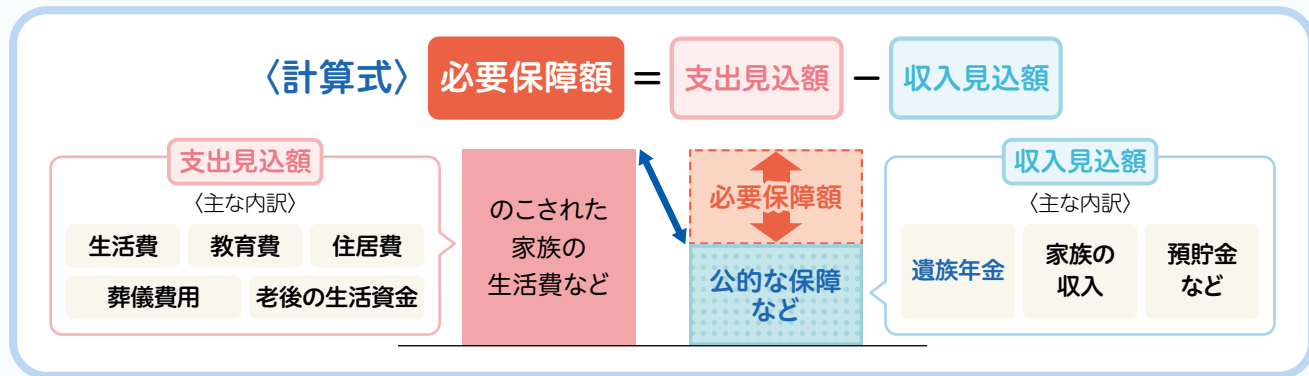
長生き
おめでとう!





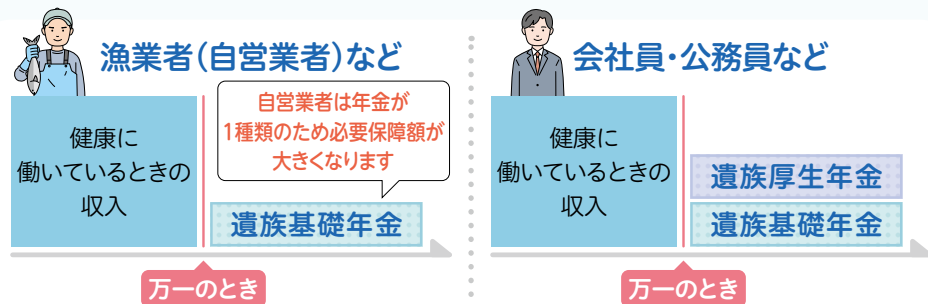
万一に備えた、「必要保障額」の考えかた

「必要保障額」は、「支出見込額(のこされた家族の生活費など)」から「収入見込額(公的な保障など)」を差し引いた額を目安に準備しておく目安です。



遺族年金とは？

ご遺族が受け取れる公的な保障のことです。「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」の2種類があり、亡くなった方の職業によって支給される年金が異なります。



*詳しい受給資格要件等については、日本年金機構のホームページをご確認ください。

「遺族年金」の受給額の目安

子ども(18歳まで)がいる妻(専業主婦)の遺族年金の月額(2026年度・70歳以下の金額)

職種	自営業者など		会社員・公務員など	
	遺族基礎年金		遺族基礎年金	遺族厚生年金
子どもの数				
1人	約 9.0万円		約13.3万円	
2人	約11.1万円		約15.4万円	

計算条件
厚生年金は、死亡した会社員・公務員などの平均標準報酬額を41.7万円、加入期間25年(300月)として計算(厚生年金加入中の死亡では、加入期間が300月未満の場合、300月で計算する)

出典: (公財)生命保険文化センターHP「ひと目でわかる生活設計情報」をもとにJF共水連にて作成

ご存じですか？

教育費や葬儀費用の金額例

学校種別の卒業までにかかる学習費総額*

	幼稚園	小学校	中学校	高校	大学	合計
公立	約 53万円	約 220万円	約 163万円	約 178万円	約 [国立] 239万円	約 853万円
私立	約 104万円	約 1,046万円	約 467万円	約 352万円	約 508万円	約 2,477万円

幼稚園～高校は「令和5年度子供の学習費調査」(文部科学省)、大学は「令和4年度学生生活調査集計表」(独立行政法人日本学生支援機構)をもとにJF共水連にて作成

葬儀費用の平均(基本料金・飲食費・返礼品費の合計)

118.5万円*			
内訳	基本料金	飲食費	返礼品費
	75.7万円	20.7万円	22.0万円

*0.1万円のズレは小数点第2位以下の和によるもの

基本料金:斎場利用料、火葬場利用料、祭壇、棺、遺影、搬送費など、葬儀を行うための一式(固定費)
飲食費:通夜ぶるまい、告別料理などの飲食(変動費)
返礼品費:香典に対するお礼の品物(変動費)
出典:鎌倉新書「いい葬儀」より「第6回お葬式に関する全国調査」(<https://www.e-sogi.com/guide/55135/>) / 2024年

*「学習費総額」とは、学校教育費(授業料、学用品、クラブ活動費など)、給食費および学校外活動費(塾、習い事など)の総額をいいます。



保障の対象となる「後遺障害」とは？

後遺障害は、1～12の等級ごとに分けられています。等級ごとに定められた支払率に応じて共済金をお支払いします。

お支払い例 後遺障害特約 2,000万円加入の場合

①
作業中に高所から転落し**頭部を強打した結果、寝たきり**になり後遺障害等級の第1級10号に該当した場合。

2,000万円
支払率100%
第1級 10号

神経系統の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

②
網の巻き上げ機に指が巻き込まれ、**親指と人差し指が粉碎骨折**したことにより後遺障害等級の第6級6号に該当した場合。

800万円
支払率40%
第6級 6号

1手の第1指(母指)第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの

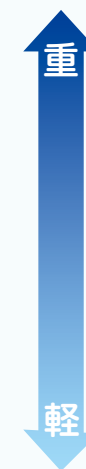
③
階段での転倒により**左足を骨折**し、運動障害が残り、後遺障害等級の第11級9号に該当した場合。

60万円
支払率3%
第11級 9号

1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの

〈各等級と状態の例〉

後遺障害等級表より抜粋



等級	後遺障害の状態	支払率
第1級	両眼の視力が0.02以下になったもの	100%
第2級	1上肢を手関節以上で失ったもの	80%
第3級	両足の足指の全部を失ったもの	70%
第4級	両眼の視力が0.1以下になったもの	60%
第5級	1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったもの	50%
第6級	せき柱に運動障害を残すもの	40%
第7級	1足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの	30%
第8級	1足の母指を失ったもの	20%
第9級	1手の母指および示指以外の1手指を失ったもの	10%
第10級	1足の第2足指以下の1足指を失ったもの	5%
第11級	1耳の耳かくの大部分を欠損したもの	3%
第12級	1手の母指および示指以外の指骨の一部を失ったもの	2%

①のようなケースの場合、「高度障害」にも該当して、「後遺障害共済金」に加えて**「高度障害共済金」も支払われます**



第1級に該当した場合、もしくは**第2級**～**第4級**の状態のうち2つ以上に該当した場合は後遺障害共済金に加え**高度障害共済金**が支払われます。

さらに高度障害共済金の支払後に継続して高度障害状態で生存している場合、1年ごとに高度障害特別給付金をお支払いします。(最大5年間)

お支払い例 上記①の事故の場合

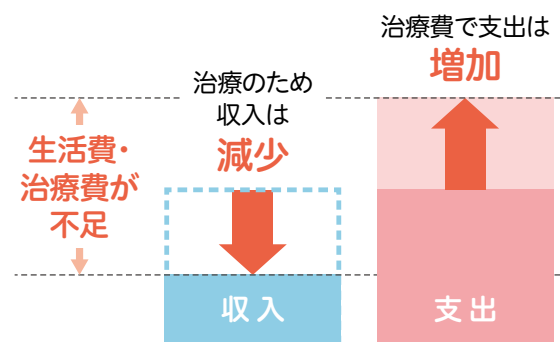
〔加入内容〕
終身共済・定期特約 2,000万円
災害死亡割増特約 4,000万円
後遺障害特約 2,000万円

高度障害共済金 6,000万円	合計 最大 1億1,000万円
高度障害特別給付金 600万円×最大5年間	
後遺障害共済金 2,000万円	

医療費の備えは、どうして必要？

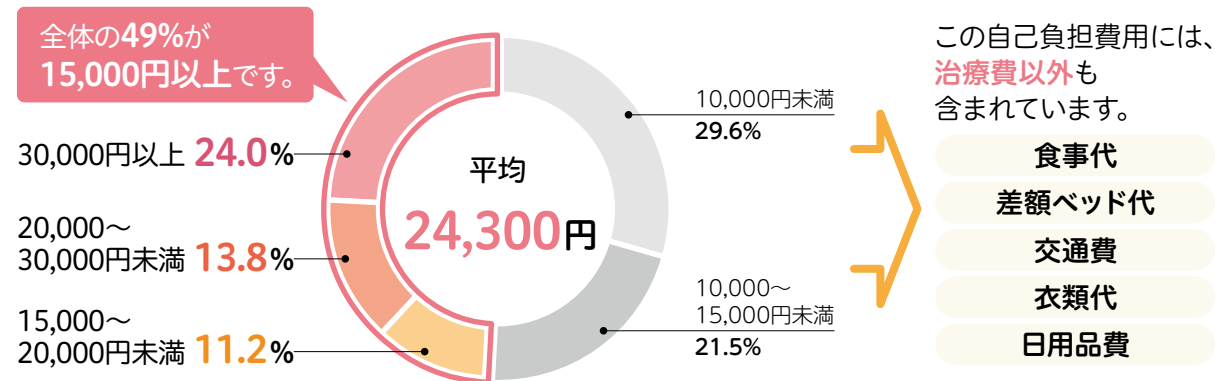
治療が長引くと…

医療費の増加と
収入の減少が同時に起こります。
お金の心配をせず治療に専念するため、
医療費への備えが大切なのです。



入院でかかる費用は小さくありません。

- 1日あたりの自己負担費用は、平均2万円を超えています。



*過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人をベースに集計。
*高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。
出典:(公財)生命保険文化センター「生活保障に関する調査」/2025(令和7)年度をもとに
JF共水連にて作成



こんなデータも！

高度な医療技術を用いた「先進医療」は、
保険診療の範囲を超えた技術料が自己負担。高額になることも…。

例えば	陽子線治療	技術料 (1件当たり平均額)	重粒子線治療	技術料 (1件当たり平均額)
	根治的な治療法が可能な頭頸部腫瘍、肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、泌尿器腫瘍などの治療	約278万円	根治的な治療法が可能な肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、胆管膵腫瘍、泌尿器腫瘍などの治療	約319万円

出典:中央社会保険医療協議会「令和7年6月30日時点における先進医療に係る費用」/令和7年12月4日

女性特有のがんにかかる人は、意外と多い！

女性特有の
病気にも
要注意！



部位別
がん罹患数
(女性)

1位
乳がん

2位
大腸がん

3位
肺がん

4位
胃がん

5位
子宮がん

出典:国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん登録)累積罹患リスク(2021年データに基づく)

生活習慣病(がん、心疾患、脳血管疾患など)にも注意が必要です。

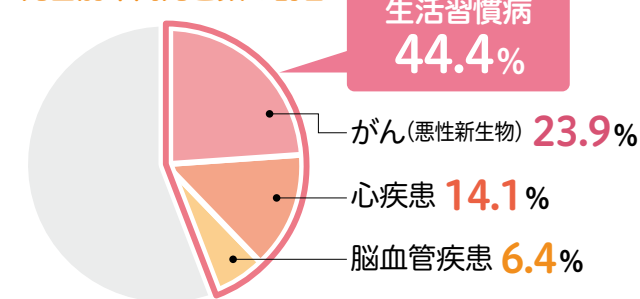
- 生活習慣病になる人は多く、死亡原因の多くを占めています。

主な生活習慣病による総患者数

がん(悪性新生物)	393.9万人
糖尿病	552.3万人
脳血管疾患	188.6万人
心疾患(高血圧性のものを除く)	357.8万人
高血圧性疾患	1,617.3万人

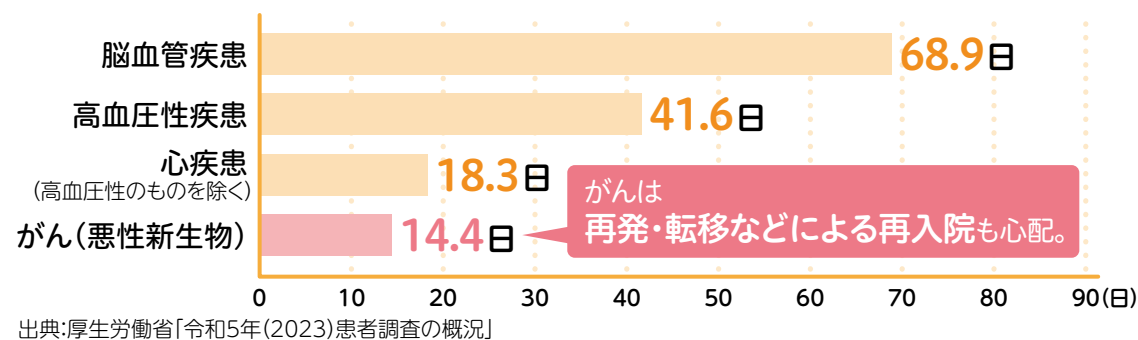
出典:厚生労働省「令和5年患者調査」

死因別年間死亡数の割合



*「心疾患」は高血圧性を除く。
厚生労働省「人口動態統計(確定数)」/2024年をもとに
JF共水連にて作成

- 入院(平均在院)日数が、1ヵ月以上になる生活習慣病もあります。



- 特にがんは今、他人事ではない病気となっています。

日本人が
一生のうちにがんと診断される確率
2人に1人

男女別の確率は…

男性 63.3% 女性 50.8%

年齢階級別がん累積罹患リスク

部位 全がん	性別	0～40歳	0～50歳	0～60歳	0～70歳	0～80歳	生涯
	男性	1.2%	2.8%	7.5%	20.4%	41.9%	63.3%
	女性	2.3%	6.4%	12.7%	21.4%	33.3%	50.8%

国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん登録)累積罹患リスク(2021年データに基づく)をもとに
JF共水連にて作成

女性特有の病気は、その他にもいろいろあります。

女性特有の
病気

子宮筋腫、卵巣のう腫、
子宮内腺症など

妊娠・出産に
よる症状

帝王切開、切迫早産、
妊娠悪阻など

女性に多い
病気

バセドウ病や
関節リウマチなど

がん

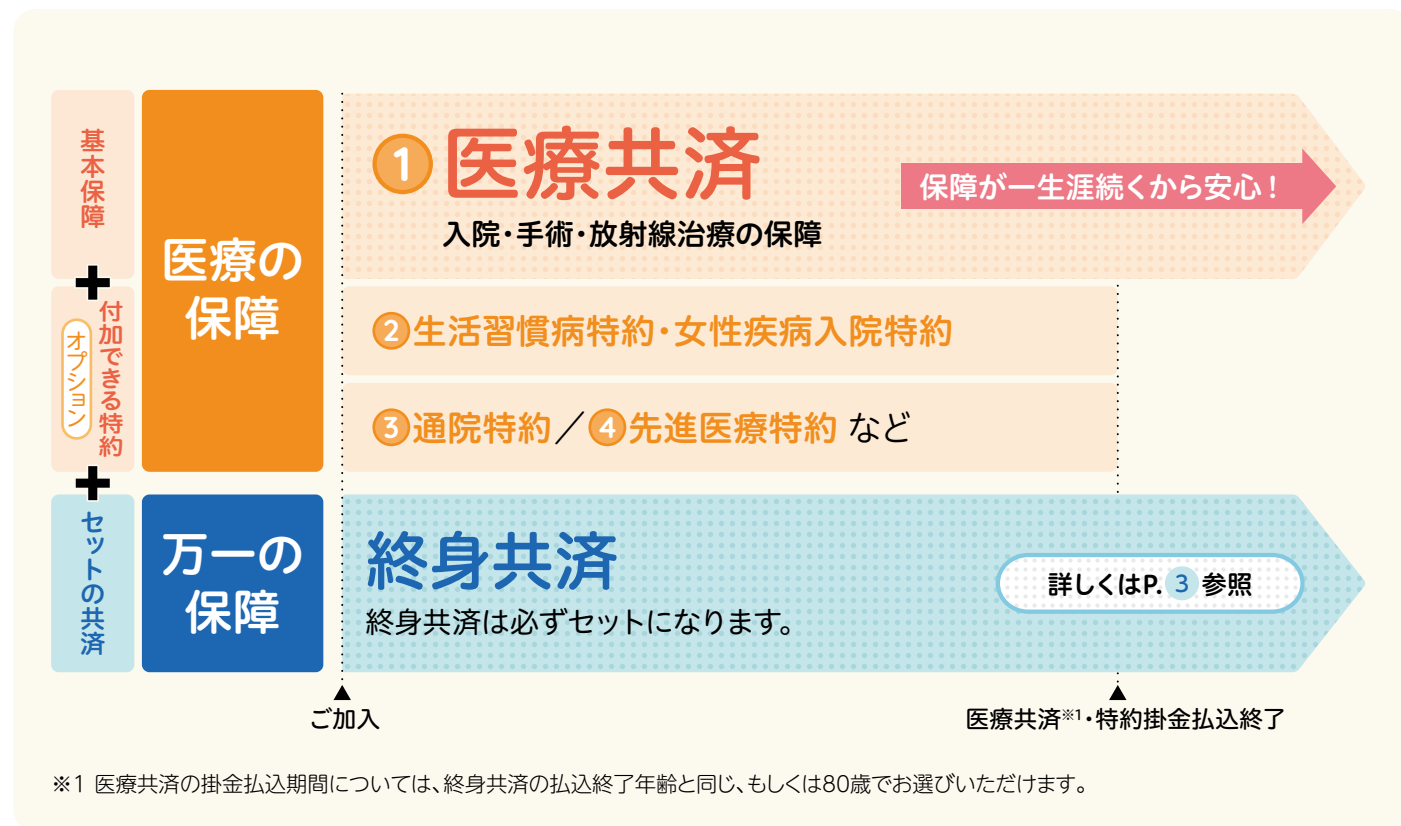
卵巣がん、
子宮頸がんなど

女性ならではの心配にも
備えられると安心だよ



医療共済 病気やケガによる入院や手術 に一生涯備えることができます。

医療共済のしくみ(例) 当ページは200日型の医療共済の説明になります。*掛金の低廉な60日型の医療共済もございます。



共済と特約の特長

1 医療共済 がんによる入院の場合は、日数無制限*2で保障します

病気やケガでの入院を一生涯保障。
入院時に一時金もお支払いします。

入院日額を1万円に設定した場合、1万円×入院した日数をお支払いします(最高200日)。
入院前の通院や検査等の費用として、入院時に入院日額の **10倍** をお支払いします。

200日以上入院には、**長期入院給付金**もお支払いします。
入院日数が200日に達したときは、入院日額の **100倍** をお支払いします。

さまざまな手術や放射線治療も一生涯保障します。

公的医療保険制度の対象となる手術・放射線治療*3について、下図のとおりお支払いします。

手術保障*4			放射線治療*4
入院中の手術	入院中の開頭・開胸術	外来の手術	
20万円 入院日額の20倍	40万円 入院日額の40倍	5万円 入院日額の5倍	10万円 入院日額の10倍 総放射線量にかかわらず 60日に1回のお支払い

※2 80歳以後は、通算入院日数800日まで ※3 「創傷処理」や「抜歯手術」などの手術を除きます。
※4 入院日額を1万円に設定した場合



2 生活習慣病特約 ・女性疾病入院特約

生活習慣病や女性特有の病気 にしっかり備える。

生活習慣病や女性特有の病気による入院・手術・放射線治療は、共済金を上乗せし、手厚く保障します。

生活習慣病特約	女性疾病入院特約	
下記の生活習慣病を保障します	「生活習慣病」に加え下記のような女性特有の病気も保障します	
生活習慣病 がん、糖尿病、心疾患、 高血圧性疾患、脳血管疾患	女性に多い病気 関節リウマチ、甲状腺腫、 尿路結石、鉄欠乏性貧血…	女性特有の病気 乳がん、子宮がん、 子宮筋腫、切迫流産…

がんと診断されたときに、一時金をお支払いします。

がんと診断された場合に特約共済金額の **100倍** をお支払いします。

 ご加入の日から90日間は、がんの保障はありません。

3 通院特約

ケガや病気の通院に備え、所定のギプス固定期間も保障します。

ケガで5日以上通院した場合、通院日数分の共済金をお支払いします。

病気やケガで入院した場合は、退院後の通院日数分をお支払いします。

*ケガによる筋・腱・靱帯損傷で所定のギプスを装着した場合、その固定期間について通院したものとみなします。

*がんの場合は、退院日の翌日から200日以内の通院を通算日数無制限で保障します。

骨折したときも、手厚く保障します。

骨折と診断された場合は、通院日額の **25日分** をお支払いします。



4 先進医療特約

通算2,000万円までの**先進医療費**を保障します。

全額自己負担(公的医療保険制度の対象外)である先進医療を通算2,000万円まで保障。
「先進医療にかかる技術料」に相当する金額をお支払いします。



お支払い例 **がんで20日入院、入院中に手術した場合**

[加入内容]

医療共済(200日型) 10,000円
生活習慣病特約 10,000円
通院特約 5,000円

がん診断一時金
100万円
生活習慣病特約

がんと診断確定
入院

入院前費用給付金
10万円
医療共済

手術

手術共済金
40万円
医療共済20万円 +
生活習慣病特約20万円

20日後
退院

入院共済金
40万円
医療共済20万円 +
生活習慣病特約20万円

さらに退院後の
通院も保障

合計
190万円
をお支払い

Aタイプ 5型／200万円
加入年齢 15歳～75歳
60・65・70・80歳払込終了

*保障内容はライフプランやご希望に合わせて、設定いただけます。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

主な保障

万一のとき

病気

1,000万円

災害

3,000万円

海難・交通事故

600万円上乗せ

入院したとき

病気

1日10,000円

ケガ

1日10,000円

生活習慣病・女性疾病

1日10,000円上乗せ

その他

通院

1日5,000円

先進医療

通算2,000万円

ご加入

終身共済 掛金払込終了

医療共済・特約掛金払込終了

80歳

*80歳以後の共済掛金の払込はありません。

万一の保障

障害遺

病気

万一のとき

1,000万円

200万円

200万円

高度障害となったとき
(高度障害となった翌年以降)

1,000万円 $\left(\frac{100万円}{\times} \right)$
最高5回※1

200万円 $\left(\frac{20万円}{\times} \right)$
最高5回※1

200万円 $\left(\frac{20万円}{\times} \right)$
最高5回※1

災害

万一のとき

3,000万円

600万円

200万円

高度障害となったとき
(高度障害となった翌年以降)

3,000万円 $\left(\frac{300万円}{\times} \right)$
最高5回※1

600万円 $\left(\frac{60万円}{\times} \right)$
最高5回※1

200万円 $\left(\frac{20万円}{\times} \right)$
最高5回※1

海難事故で万一のとき※2

600万円上乗せ

120万円上 乗せ

交通事故で万一のとき

600万円上乗せ

120万円上 乗せ

後遺障害のとき※3

(1級) 2,000万円～
(12級) 40万円

(1級) 1,000万円～
(12級) 20万円

生涯保障

医療の保障

200日型

+

充実した医療の保障

病気・ケガ

入院したとき

がんは1入院・通算
入院日数無制限
日帰り入院から
保障!

給付金 100,000円

●入院共済金とは別にお支払い
します。(入院日額の10日分)

病気 1日あたり 10,000円

●がん以外1入院200日まで
通算入院日数無制限※4

ケガ 1日あたり 10,000円

●1入院200日まで
通算入院日数無制限※4

長期入院(200日)と
なったときには、
入院日額100日分の
給付金をお支払い!

80歳以後は通算入院日数
800日まで保障!

手術したとき

病気 入院中の開頭・開胸術 40万円

入院中の手術 20万円

外来の手術 5万円

ケガ 入院中の開頭・開胸術 40万円

入院中の手術 20万円

外来の手術 5万円

放射線治療を受けたとき

病気 1回あたり 10万円

●60日以内のお支払いは1回まで

ケガ 1回あたり 10万円

●60日以内のお支払いは1回まで

骨折したとき※5

給付金 125,000円

●ケガにより骨折と診断確定され
たときにお支払い
します。(通院日額の25日分)

通院したとき

がんは退院日の
翌日から200日
以内の通院を日数
無制限で保障!
ギブス固定期間
も保障!※6

病気 1日あたり 5,000円

●1回の通院を初日から最高30日まで、
がん以外通算通院日数600日まで※7

ケガ 1日あたり 5,000円

●1回の通院を初日から最高90日
まで、
通算通院日数600日まで※7※8

5日以上通院したとき、あるいは入院後1日以上通院したときに初日から保障します。

がんと診断確定されたとき
(再発・転移は除きます)

一時金 100万円

入院したとき

がんは1入院・通算
入院日数無制限

1日あたり 10,000円上乗せ

●がん以外1入院200日
まで、
通算入院日数無制限

手術したとき

入院中の開頭・開胸術 40万円上乗せ

入院中の手術 20万円上乗せ

外来の手術 5万円上乗せ

放射線治療を受けたとき

1回あたり 10万円上乗せ

●60日以内のお支払いは1回まで

先進医療で治療等を
うけたとき

1回あたり
2,000万円～1万円

●先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合『先進
医療にかかる技術料』
●先進医療にかかる技術料が1万円未満の場合『1万
円』
●共済期間中の通算限度額は、2,000万円

生涯保障



保障内容 終身共済払込終了年齢 60・65・70・80歳

終身共済	200万円
定期特約	800万円
災害死亡割増特約	2,000万円
後遺障害特約	2,000万円
医療共済(入院日額) 200日型	10,000円
生活習慣病特約／女性疾病入院特約	10,000円
通院特約(通院日額)	5,000円
先進医療特約	

ご加入例 60・65・70・80歳払込終了(月払／年払)

加入年齢	男性 (単位:円)							
	60歳払込終了		65歳払込終了		70歳払込終了		80歳払込終了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
15	18,021	199,020	—	—	—	—	—	—
20	19,671	217,560	19,871	219,820	—	—	—	—
25	21,471	239,120	21,651	240,900	22,091	246,480	—	—
30	23,701	265,420	23,821	266,280	24,241	271,700	—	—
35	26,891	299,500	26,751	298,400	27,191	303,340	29,611	330,940
40	30,701	344,440	30,281	339,340	30,621	343,000	33,201	372,700
45	36,351	407,510	35,091	393,310	35,131	393,750	37,871	424,830
50	45,311	509,420	41,771	469,560	41,091	461,480	43,771	491,900
55	65,201	737,360	52,081	587,500	49,141	554,360	51,201	577,920
60	—	—	74,171	839,670	61,531	695,130	61,211	691,290
65	—	—	—	—	87,011	985,270	75,171	850,290
70	—	—	—	—	—	—	97,531	1,105,560
75	—	—	—	—	—	—	149,801	1,700,680

加入年齢	女性 (単位:円)							
	60歳払込終了		65歳払込終了		70歳払込終了		80歳払込終了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
15	18,031	199,530	—	—	—	—	—	—
20	19,611	218,380	19,491	217,440	—	—	—	—
25	21,461	239,240	21,321	237,380	21,361	237,580	—	—
30	23,501	261,950	23,221	258,670	23,181	258,090	—	—
35	25,971	290,730	25,451	284,970	25,331	283,070	26,111	292,070
40	29,401	328,780	28,461	318,460	28,081	314,220	28,781	322,320
45	34,121	382,400	32,301	362,280	31,561	353,560	32,081	359,660
50	41,711	469,840	37,731	424,220	36,091	405,680	36,211	406,880
55	59,821	676,260	46,501	524,740	42,621	480,180	41,661	469,420
60	—	—	66,661	753,150	53,161	599,350	49,261	555,350
65	—	—	—	—	76,271	862,650	60,551	683,730
70	—	—	—	—	—	—	80,541	912,420
75	—	—	—	—	—	—	134,251	1,524,340

*上記はご加入から終身共済払込終了年齢までの共済掛金の概要であり、医療共済・特約(定期特約をのぞく)の共済掛金は80歳までお払込みいただきます。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

- ※1 高度障害となった場合には、翌年以降継続して高度障害の状態で生存していることを条件にお支払いします。
 - ※2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。
 - ※3 第1級後遺障害の状態となり、30日を経過し生存しているときは、高度障害共済金とは別にお支払いします。
 - ※4 統合失調症等は通算入院日数700日まで
 - ※5 骨折の対象部位:頭がい、せき柱、体幹、四肢
なお、骨折しう症を要因とする骨折はお支払いの対象外となります。
 - ※6 筋、腱または靱帯の損傷の場合、所定のギブス固定期間を通院保障(手、足関節以上)
 - ※7 統合失調症等は通算通院日数350日まで
 - ※8 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、挫創、挫滅創または切創の場合は、1回の通院日数は最高45日まで
 - 生活習慣病とは
[がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患]
 - 女性疾病とは
[乳がん、子宮頸がんを含む各種がん、切迫流産など妊娠・分娩にかかる疾患、子宮筋腫、卵巣腫瘍、関節リウマチ、心疾患、脳血管疾患など]
 - 先進医療とは、治療を受けられたときにおいて厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。
 - 先進医療にかかる手術や放射線治療のほか、検査や診断も保障。
- *据置割戻金は、今後の経済情勢や決算状況により支払われないことがあります。

Cタイプ

15型／200万円

加入年齢 25歳～55歳

60・65・70・80歳払込終了

万ーの場合と、医療の一生涯保障を手厚く備えたい方に

主な保障

万ーのとき

入院したとき

その他

病気

災害

海難・交通事故

病気

ケガ

生活習慣病・女性疾病

通院

先進医療

3,000万円

8,000万円

1,500万円上乗せ

1日10,000円

1日10,000円

1日10,000円上乗せ

1日5,000円

通算2,000万円

万ーの保障

終身共済 200万円 一生涯保障

定期特約 2,800万円

災害死亡割増特約 最高5,000万円

後遺障害特約 最高2,000万円

医療の保障

医療共済(200日型) 1日10,000円 一生涯保障

生活習慣病特約・女性疾病入院特約(200日型) 1日10,000円

通院特約 1日5,000円

先進医療特約 通算2,000万円

終身共済掛金払込終了 80歳

共済掛金／男性 (単位:円)								
加入年齢	60歳払込終了		65歳払込終了		70歳払込終了		80歳払込終了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
25	30,671	340,020	32,251	357,000	34,491	384,380	—	—
30	33,501	373,720	35,221	391,780	37,641	421,400	—	—
35	37,691	417,400	39,151	435,700	41,991	468,040	52,011	582,040
40	42,301	473,540	43,881	490,640	47,021	525,700	58,201	654,000
45	49,351	550,610	50,291	562,010	53,531	598,850	66,271	743,330
50	60,111	673,520	58,971	662,460	62,091	696,380	76,371	858,800
55	82,801	933,860	72,281	813,000	73,541	828,460	89,201	1,007,220

共済掛金／女性 (単位:円)								
加入年齢	60歳払込終了		65歳払込終了		70歳払込終了		80歳払込終了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
25	28,161	312,740	28,621	316,680	29,461	325,280	—	—
30	30,601	339,250	30,921	342,370	31,681	350,990	—	—
35	33,471	372,830	33,551	374,070	34,431	382,370	38,811	432,570
40	37,501	416,680	37,161	414,160	37,781	421,320	42,481	475,620
45	42,821	477,300	41,601	465,580	42,061	469,660	47,181	528,560
50	51,211	574,340	48,031	537,320	47,591	532,980	53,111	594,980
55	70,721	796,960	57,801	650,840	55,321	621,680	60,561	681,720

*上記はご加入から終身共済払込終了年齢までの共済掛金の概要であり、医療共済・特約(定期特約をのぞく)の共済掛金は80歳までお払込みいただきます。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

通減定期タイプ

第2共済期間開始年齢 55歳

Dタイプ

20型／100万円

加入年齢 25歳～54歳

65・70・80歳払込終了

子育て期間終了後の万ーの保障は抑えながら、医療の一生涯保障を備えたい方に

主な保障

万ーのとき

入院したとき

その他

病気

災害

海難・交通事故

病気

ケガ

生活習慣病・女性疾病

通院

先進医療

2,000万円

6,000万円

1,200万円上乗せ

1日5,000円

1日5,000円

1日5,000円上乗せ

1日2,500円

通算2,000万円

万ーの保障

終身共済 100万円 一生涯保障

通減定期特約 1,900万円

経過年数に応じ、段階的に通減します

災害死亡割増特約 最高4,000万円

後遺障害特約 最高2,000万円

医療の保障

医療共済(200日型) 1日5,000円 一生涯保障

生活習慣病特約・女性疾病入院特約(200日型) 1日5,000円

通院特約 1日2,500円

先進医療特約 通算2,000万円

終身共済掛金払込終了 80歳

共済掛金／男性 (単位:円)						
加入年齢	65歳払込終了		70歳払込終了		80歳払込終了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払
25	18,291	200,970	18,721	205,670	—	—
30	19,786	217,670	20,166	222,380	—	—
35	21,621	238,400	22,121	242,800	23,901	264,400
40	23,906	263,860	24,086	267,200	26,126	290,450
45	26,561	295,155	26,701	296,645	28,921	321,425
50	30,261	336,990	29,921	333,670	32,171	359,340

共済掛金／女性 (単位:円)						
加入年齢	65歳払込終了		70歳払込終了		80歳払込終了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払
25	16,526	180,170	16,576	180,680	—	—
30	17,586	192,975	17,596	192,935	—	—
35	19,001	208,465	18,931	207,565	19,361	213,515
40	20,576	227,690	20,376	225,190	20,876	230,450
45	22,756	251,500	22,336	246,480	22,626	250,560
50	25,461	283,740	24,591	273,340	24,711	274,890

*上記はご加入から終身共済払込終了年齢までの共済掛金の概要であり、医療共済・特約(通減定期特約をのぞく)の共済掛金は80歳までお払込みいただきます。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

Eタイプ

5型／100万円

加入年齢 15歳～75歳

60・65・70・80歳払込終了

万ーの場合と、医療の一生涯保障をバランスよく備えたい方に

主な保障

万ーのとき

入院したとき

その他

病気

災害

海難・交通事故

病気

ケガ

生活習慣病・女性疾病

通院

先進医療

500万円

1,500万円

300万円上乗せ

1日5,000円

1日5,000円

1日5,000円上乗せ

1日2,500円

通算2,000万円

万ーの保障

終身共済 100万円 一生涯保障

定期特約 400万円

災害死亡割増特約 最高1,000万円

後遺障害特約 最高1,500万円

医療の保障

医療共済(200日型) 1日5,000円 一生涯保障

生活習慣病特約・女性疾病入院特約(200日型) 1日5,000円

通院特約 1日2,500円

先進医療特約 通算2,000万円

終身共済掛金払込終了 80歳

共済掛金／男性 (単位:円)								
加入年齢	60歳払込終了		65歳払込終了		70歳払込終了		80歳払込終了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
15	9,246	101,660	—	—	—	—	—	—
25	10,971	121,710	11,061	122,600	11,281	125,390	—	—
35	13,681	151,900	13,611	151,350	13,831	153,820	15,041	167,620
45	18,411	205,905	17,781	198,805	17,801	199,025	19,171	214,565
55	32,836	370,830	26,276	295,900	24,806	279,330	25,836	291,110
65	—	—	—	—	43,741	494,785	37,821	427,295
75	—	—	—	—	—	—	75,136	852,490

共済掛金／女性 (単位:円)								
加入年齢	60歳払込終了		65歳払込終了		70歳払込終了		80歳払込終了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
15	9,251	101,915	—	—	—	—	—	—
25	10,966	121,770	10,896	120,840	10,916	120,940	—	—
35	13,221	147,515	12,961	144,635	12,901	143,685	13,291	148,185
45	17,296	193,350	16,386	183,290	16,016	178,930	16,276	181,980
55	30,146	340,280	23,486	264,520	21,546	242,240	21,066	236,860
65	—	—	—	—	38,371	433,475	30,511	344,015
75	—	—	—	—	—	—	67,361	764,320

*上記はご加入から終身共済払込終了年齢までの共済掛金の概要であり、医療共済・特約(定期特約をのぞく)の共済掛金は80歳までお払込みいただきます。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

Fタイプ

1型／10万円

加入年齢 15歳～75歳

60・65・70・80歳払込終了

一生涯の医療保障を手軽に準備したい方に

主な保障

万ーのとき

入院したとき

その他

病気

災害

ケガ

生活習慣病・女性疾病

通院

先進医療

10万円

10万円

1日5,000円

1日5,000円

1日5,000円上乗せ

1日2,500円

通算2,000万円

万ーの保障

終身共済 10万円 一生涯保障

医療共済(200日型) 1日5,000円 一生涯保障

生活習慣病特約・女性疾病入院特約(200日型) 1日5,000円

通院特約 1日2,500円

先進医療特約 通算2,000万円

終身共済掛金払込終了 80歳

共済掛金／男性 (単位:円)								
加入年齢	65歳払込終了		70歳払込終了		80歳払込終了			
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
15	5,071	57,138	—	—	—	—	—	—
25	6,195	70,099	6,176	69,884	6,162	69,727	—	—
35	7,784	87,763	7,745	87,320	7,719	87,019	7,688	86,671
45	10,238	115,812	10,131	114,590	10,069	113,884	10,006	113,170
55	14,761	167,664	14,053	159,591	13,822	156,962	13,653	155,036
65	—	—	—	—	20,873	237,152	19,897	226,027
75	—	—	—	—	—	—	40,891	465,132

共済掛金／女性 (単位:円)								
加入年齢	60歳払込終了		65歳払込終了		70歳払込終了		80歳払込終了	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
15	5,635	63,487	—	—	—	—	—	—
25	6,856	77,533	6,837	77,324	6,823	77,166	—	—
35	8,213	93,098	8,175	92,670	8,149	92,371	8,116	91,997
45	10,329	116,798	10,226	115,624	10,165	114,932	10,099	114,181
55	14,270	161,980	13,596	154,296	13,374	151,760	13,202	149,806
65	—	—	—	—	20,166	228,831	19,212	217,953
75	—	—	—	—	—	—	43,370	493,463

*上記はご加入から終身共済払込終了年齢までの共済掛金の概要であり、医療共済・特約の共済掛金は80歳までお払込みいただきます。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

契約概要

ご契約に関する重要事項

この契約概要はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認ください主な事項を記載しています。ご契約の前に必ず「パンフレット」や「ご契約のしおり・共済約款」とあわせてお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。ご契約に際しては、「ご契約に関する重要事項 注意喚起情報」も必ずお読みください。

1 共済制度の仕組みおよび引受条件等について

(1) 共済制度の仕組み

- ①終身共済は、被共済者が死亡し、または高度障害の状態になられたときに、共済金をお支払いする共済です。
- ②終身共済は、医療共済を合わせて契約することができます。
- ③共済金のお支払いについて

●終身共済の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	被共済者が死亡したこと。	終身共済の共済金額	死亡共済金受取人
高度障害共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた傷害または疾病により、高度障害になったこと。	終身共済の共済金額	被共済者
高度障害特別給付金	高度障害共済金を支払った場合であって、その高度障害共済金の支払事由が発生した日の翌日以後5年の間に到来するその支払事由が発生した日の年の応当日に、被共済者が継続して高度障害の状態で生存していたこと。	高度障害共済金の額×10%	被共済者

●医療共済の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額		共済金受取人
		200日型	60日型	
入院共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院したこと。	医療共済の共済金額×入院日数		被共済者
入院前費用給付金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院したこと。	医療共済の共済金額×10	—	被共済者
長期入院給付金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院をし、入院日数が200日に達したこと。	医療共済の共済金額×100	—	被共済者
手術共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に手術を受けたこと。	ア.入院中の手術	医療共済の共済金額×20	被共済者
		イ.入院中の開頭術または開胸術		
		ウ.外来手術	医療共済の共済金額×5	
放射線治療共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に放射線治療を受けたこと。	医療共済の共済金額×10		被共済者

(2) 共済期間

- ①終身共済の共済期間は終身です。(生涯にわたって保障します。)
- ②医療共済の共済期間は終身または80歳満期のいずれかです。

(3) 引受条件

①加入年齢	共済掛金払込終了	60歳払込終了	65歳払込終了	70歳払込終了	80歳払込終了			
	被共済者の加入年齢	15歳～55歳	20歳～60歳	25歳～65歳	35歳～75歳			
②共済金額の 最高限度額	共済金の種類	15歳～60歳		61歳～70歳		71歳～75歳		契約単位
		告知書扱い	診査医扱い	告知書扱い	診査医扱い	告知書扱い	診査医扱い	
	死亡共済金額(終身共済+定期特約/逓減定期特約)	3,000万円	1億円	2,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	10万円
	入院共済金額(医療共済)	10,000円	25,000円	10,000円	—	10,000円	—	1,000円

(4) 終身共済および医療共済に付加できる主な特約

特約名	特約概要	最低限度額	最高限度額	契約単位
定期特約	死亡・高度障害を保障する特約	10万円	—	10万円
逓減定期特約	死亡・高度障害を保障し、一定年齢から保障が逓減する特約	10万円	—	10万円
生存特約	共済掛金払込終了時に生存共済金を支払う特約	10万円	5,000万円	10万円
長寿祝金支払特約	人生の賀寿に祝金を支払う特約	終身共済の共済金額の10%		
災害死亡割増特約	不慮の事故による死亡・高度障害を保障する特約	10万円	5,000万円	10万円
後遺障害特約	不慮の事故による後遺障害を保障する特約	10万円	2,000万円	10万円
短期入院特約	1回の入院支払日数を60日限度とする特約	—	—	—
生活習慣病特約(男性のみ付加可)	特定の疾病による入院、手術および放射線治療を保障し、がん診断時に一時金を支払う特約	1,000円	10,000円	1,000円
女性疾病入院特約(女性のみ付加可)	特定の疾病による入院、手術および放射線治療を保障し、がん診断時に一時金を支払う特約	1,000円	10,000円	1,000円
通院特約	不慮の事故による通院または入院後の通院を保障し、骨折時に一時金を支払う特約	500円	5,000円	500円
先進医療特約	先進医療による療養を保障する特約	—	—	—

*被共済者の健康状態によっては、特別支払条件特約を付加してお引き受けする場合があります。その場合には、共済金の額、共済金額の最高限度等の制限があります。 *医療共済の共済金額は短期入院特約を付加した場合は60日型、付加しない場合は200日型となります。 *悪性新生物を原因とする入院の1回の入院支払日数は無制限となります。 *生活習慣病特約、女性疾病入院特約について、悪性新生物は責任開始の日からその日を含めて90日間は保障がありません。

2 共済掛金について

(1) 共済掛金の算出について

- 被共済者の加入年齢・性別、保障内容・共済掛金払込終了年齢等により、共済掛金は異なります。

(2) 共済掛金の払込期間について

- ①終身共済・定期特約等の共済掛金は、共済掛金払込終了年齢までお支払いいただきます。
- ②医療共済の共済掛金は、終身共済の共済掛金払込終了年齢または80歳までをご選択してお支払いいただきます。
- ③特約(後遺障害特約等)の共済掛金は、80歳までお支払いいただきます。

(3) 共済掛金の払込方法について

- ①共済掛金の払込方法は、年払、半年払、月払のいずれかからご選択できます。
- ②2回目以降の共済掛金は口座振替により払込むことができます。

*その他共済掛金のお取り扱いについては、組合担当者にご確認ください。

3 割戻金について

- (1) 割戻金は確定したものではなく、今後の経済情勢、決算結果等により支払われないことがあります。

- (2) 割戻金は、死亡共済金が支払われる等の共済契約が消滅するとき、または終身共済の共済掛金の払込期間が満了するまで据え置いています。

4 解約返戻金について

- (1) やむを得ずご契約を解約された場合であっても、ご契約時の年齢や共済期間などに応じて算出された解約返戻金をお支払いします。
- (2) ご契約後短期間で解約された場合は、解約返戻金がない場合があります。

- (3) 医療共済および付加する特約(災害死亡割増特約、後遺障害特約、短期入院特約、生活習慣病特約、女性疾病入院特約、通院特約、先進医療特約)には、解約返戻金はありません。

5 共済金をお支払いできない場合について

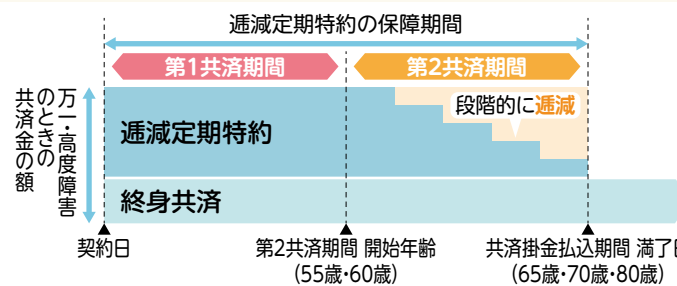
- ご契約関係者の故意または重大な過失、運転資格を持たないで運転している間、または酒気帯び運転している間などによる事故については、共済金をお支払いできません。

参考資料

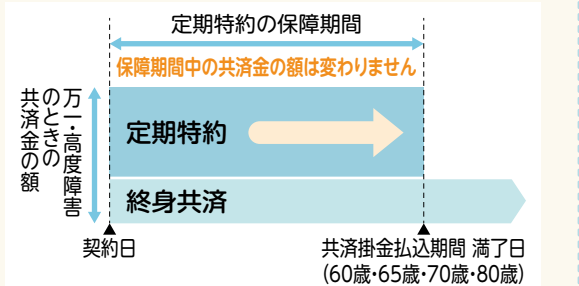
〈逓減定期特約について〉

- 逓減定期特約とは、特約の保障期間(契約日から共済掛金払込期間満了日(65歳・70歳・80歳)まで)、死亡・高度障害を保障する特約です。特約の保障期間を第1共済期間と第2共済期間に分け、第2共済期間開始年齢(55歳・60歳)の1年後から共済掛金払込期間満了日までお支払いする死亡共済金・高度障害共済金の額が段階的に逓減します。

【逓減定期特約のイメージ図】



【参考:定期特約のイメージ図】



*第1共済期間とは、契約日からその日を含めて第2共済期間開始年齢に達する日の属する共済年度*1の末日までの期間をいいます。

*第2共済期間とは、第2共済期間開始年齢に達する日の属する共済年度*1の翌共済年度の初日からその日を含めてこの特約の共済期間の満了日までの期間をいいます。

*1「共済年度」とは、共済契約の契約日から数えて1年ごとをいいます。

〈通院共済金のお支払い事由〉

- 被共済者がこの特約の効力発生の日または、復活の日以後の不慮の事故により、その不慮の事故のあった日から30日以内に通院し、通院日数が5日以上となったとき。ただし、その事故のあった日から、180日以内の通院に限ります。
- 被共済者が不慮の事故により入院(入院共済金が支払われた、または支払われることとなったものに限る。)し、その入院の退院日の翌日から120日以内に通院したとき。
- 被共済者が疾病により入院(入院共済金を支払い、または支払うこととなったものに限る)し、その入院の退院日翌日から120日以内*1に通院したとき。
※1 悪性新生物を原因とする場合は200日以内となります。

〈骨折給付金のお支払い事由〉

- 被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、共済期間内に頭がい、せき柱、体幹もしくは四肢*1を骨折したと診断確定*2されたとき。
※1「四肢」とは、手関節および足関節以上をいいます。
※2 骨折の診断は、医師または歯科医師によってなされることを要します。

〈先進医療共済金について〉

- 先進医療共済金は、公的医療保険制度における評価療養のうち、療養を受けられた日において、厚生労働大臣の定める先進医療に該当する場合にお支払いします。
- なお、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。